

# 01 住民税非課税世帯等に対して、臨時特別給付金を給付します

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、さまざまな困難に直面した人の生活・暮らしを速やかに支援するために住民税均等割非課税世帯等に対して1世帯あたり10万円を給付します。



詳しくは、市ホームページまで！

## ▶支給対象と手続き

(1) 世帯全員の令和3年度住民税均等割が非課税である世帯

→ 2月中旬頃に対象の世帯に確認書を郵送します。内容を確認して、必要事項を記入のうえ、必ず返信してください。

※世帯に未申告の人がいる場合は、申請が必要です。手続きの詳細が決まり次第、広報おおむた等でお知らせします。

(2) 令和3年1月以降の収入が減少し、(1)の世帯と同様と認められる世帯

→ 申請が必要です。

※手続きの詳細が決まり次第、広報おおむた3月1日号等でお知らせします。

## ▶支給額

1世帯 10万円

※ (1) と (2) の重複はできません。

※ (1) および (2) のいずれも、住民税が課税されている人の扶養親族等のみからなる世帯は除きます。

**!** 注意してください  
給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」に注意してください！

## 問合せ

◆大牟田市臨時特別給付金コールセンター

☎ 050-3196-8783

(午前9時～午後5時) 土・日、祝日を除く

◆内閣府臨時特別給付金コールセンター

☎ 0120-526-145

(午前9時～午後8時) 土・日、祝日を含む

# 02 マイナンバーカード申請専用窓口を開設しました

■問合せ 市民課 ☎41-2602

マイナンバーカードについては、申請が増加していることと、新型コロナウイルス感染予防として来庁者の密を避けるため、次のとおりマイナンバーカード申請専用窓口を開設しました。

申請に必要な顔写真の、無料撮影サービスも引き続き実施していますので、ぜひ利用ください。

▶開設日時 2月1日(火)～ 午前9時～午後5時  
(平日のみ)

▶必要なもの 本人確認ができるもの(運転免許証、健康保険証、通知カードなど)

▶開設場所 市役所北別館1階 市民ホール

▶手数料 初回は無料(紛失等による再申請の場合は、有料)

# 03 市民課内に諸証明自動交付機を設置しました

■問合せ 市民課 ☎41-2602

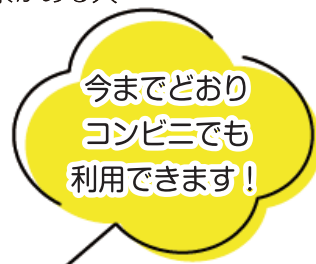


マイナンバーカードを利用する諸証明の自動交付機を、市民課内に設置しました。窓口より50円安く取得でき、大変お得です。ぜひ利用してください。

- ▶ところ 市民課内
- ▶とき 午前8時30分～午後5時15分  
(休日開庁日は午前8時30分～午後0時30分)  
※戸籍関係の証明書は、平日の午前9時～午後5時
- ▶必要なもの マイナンバーカード  
※暗証番号の入力が必要
- ▶利用できる人 市内に住民票がある人

### ▶取得できる証明書と手数料（1通分）

住民票の写し	本人および同一世帯員分	250円
印鑑登録証明書	本人分（印鑑登録をしている場合のみ）	250円
所得課税証明書	本人の最新年度分（大牟田市課税分）	250円
戸籍全部（個人）事項証明書	本人および同一戸籍者分※	400円
戸籍の附票の写し	本人および同一戸籍者分※	250円



※戸籍関係は、大牟田市に本籍がある分に限りです。

# 04 住民票の写し等の証明書等交付手数料のお支払いにキャッシュレス決済が利用できます

■問合せ 市民課 ☎41-2602 税務課 ☎41-2471

市民課・税務課窓口では、新型コロナウイルス感染予防と利用者のサービス向上のため、キャッシュレス決済および自動釣銭器を導入し、各種証明書の支払いが、非接触で安心・安全、スムーズにできるようになります。

- ▶利用開始日 2月16日(水)
- ▶利用できる窓口 市民課、税務課
- ▶対象となる手数料 市民課、税務課の窓口で支払う証明書等の交付手数料  
(住民票の写し、戸籍謄本、印鑑証明書、所得課税証明書など)  
※マイナンバーカード再交付手数料など一部利用できないものがあります。



キャッシュレス決済端末

### 利用できるキャッシュレス決済サービス

クレジットカード	電子マネー	QRコード

- ・電子マネーのチャージ（入金）はできません。
- ・現金との併用はできません。
- ・利用可能なQRコードは順次追加していきます。内容についてはホームページ等でお知らせします。

※QRコードは、(株)デンソーウェーブの登録商標です。

詳しくは、こちらのホームページを確認してください →

